

## 船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額 【平成26年4月分（4月納付分）～】

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	船員保険料	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額		9.95%	11.66%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,771	6,762
2	68,000	63,000～73,000	6,766	7,928
3	78,000	73,000～83,000	7,761	9,094
4	88,000	83,000～93,000	8,756	10,260
5	98,000	93,000～101,000	9,751	11,426
6	104,000	101,000～107,000	10,348	12,126
7	110,000	107,000～114,000	10,945	12,826
8	118,000	114,000～122,000	11,741	13,758
9	126,000	122,000～130,000	12,537	14,691
10	134,000	130,000～138,000	13,333	15,624
11	142,000	138,000～146,000	14,129	16,557
12	150,000	146,000～155,000	14,925	17,490
13	160,000	155,000～165,000	15,920	18,656
14	170,000	165,000～175,000	16,915	19,822
15	180,000	175,000～185,000	17,910	20,988
16	190,000	185,000～195,000	18,905	22,154
17	200,000	195,000～210,000	19,900	23,320
18	220,000	210,000～230,000	21,890	25,652
19	240,000	230,000～250,000	23,880	27,984
20	260,000	250,000～270,000	25,870	30,316
21	280,000	270,000～290,000	27,860	32,648
22	300,000	290,000～310,000	29,850	34,980
23	320,000	310,000～330,000	31,840	37,312
24	340,000	330,000～350,000	33,830	39,644
25	360,000	350,000～370,000	35,820	41,976
26	380,000	370,000～395,000	37,810	44,308
27	410,000	395,000～	40,795	47,806

平成26年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、410,000円です。

介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(9.95%)に介護保険料率(1.71%)が加わります。

疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(9.95%)は、疾病保険料率(9.60%)と災害保健福祉保険料率(0.35%)を合計した率です。

- ・疾病保険料率のうち、6.00%は保険給付等に充てるための基本保険料率となり、3.60%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。
- ・災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

### 保険料の納付方法について

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。

納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

前納による納付：3月と9月に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6カ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分  
12カ月分：4月分～翌年3月分